

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第27回理事会

平成9年4月

平成 9 年 4 月 16 日  
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 27 回 理 事 会

【議　題】

- 1、荷付行為第18条第2項の規定に基づく互選について
- 2、事務処理規則の一部改正について
- 3、その他

【報　告】

- 1、第29回運営審議委員会について
- 2、女性尊厳事業について
- 3、その他

添付資料一覧

第27回理事会

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

平成9年4月16日

- ①寄付行為第18条第2項の規定に基づく互選について… 別添
- ②事務処理規則の一部改正について… 別添
- ③韓国について… 1～2
- ④台湾について… 3～10  
(基金と「婦援会」の往復書簡 2/18付、3/21付、3/27付)
- ⑤フィリピンについて… 別添
- ⑥インドネシア、フィリピンについてのプレスリリース… 11
- ⑦広報について… 12～16
- ⑧国連人権委員会について… 17～21
- ⑨民主党との懇談について… 22～31
- ⑩与党議員との懇談について… 32
- ⑪「慰安婦」関係資料委員会について… 33～34
- ⑫基金関連報道記事… 別添

## 韓国対話チーム報告（案）

1997.4.15 事務局

(1) 挺身隊問題対策協議会（挺対協）3月24日付「活動消息」(ニュース) =別添資料= で、基金「償い金」等を受け取った人には政府の生活支援金を止めろという動きを伝え、事実上、組織としてそれを肯定的している。

(日時記載なし) 「挺対協実務者の反対にも関わらず、結局日本の見舞金を受け取ってしまったハルモニたちには政府レベルで支給されている毎月の生活費50万ウォンを即中断すべきであるとし、抗議の手紙を自発的（ハルモニたちが）に作成し、40余名の署名を集めて保健福祉部と外務部を訪問した」

(2) 挺対協をふくむ「市民連帯」の募金の支給は5月8日、一人500万ウォン（約70万円）と伝えられ、基金への対応はその後でなければ予想がつかない。受け取った方は先行した自分たちがバカをみるのではないかとの気分。

(3) ソウルで3月31日午後、5人の「慰安婦」被害当事者が日本記者を集め会見を開き、日本で起こっている、強制連行の証拠がない、教科書から削除せよとの国会議員、学者等の発言に対して抗議。4月1日「声明」=別添=

これに同席した支援する「在日」の人は帰国後、「基金事業を受け取るとしても、基金が強行したために難しくなった」と基金の手順について批判的に話した（事務局員に）。

(4) ジュネーブの国連人権委で韓国代表部宣大使は、「慰安婦」問題についての日本政府の対応に「失望」と発言した。

3日ジュネーブ。「人権委特別報告者の韓国を自主的速やかに具体化するように日本政府に要請したのに、措置されず失望した」。（朝日新聞）

その他、ジュネーブでは戸塚悦朗弁護士やNGOの動きがあった。（→林委員、→外務省情報）

(5) 3月26日～28日、事務局2人が訪韓。「すすめる会」、被害者代理人に同行して、基金を受け止めた方々を訪ね、医療・福祉支援事業を実際に役立てていたけるようサポート。あわせて広報啓発ビデオ資料収集について韓国側との打ち合わせを行った。

(6) チームとしては、当面、5月の市民連帯の動きを注視したい。「立法—國の補償」への期待感の行方、ジュネーブ人権委・ILO総会等の行方を見つつ、「ご本人の意思表示には即対応」できるように態勢をとっていきたい。

## 教科書攻撃、削除に抗議する声明

韓国「従軍慰安婦」被害者・遺族の会

事になりました。私たちが、歴史の記述所から解放され民族の独立を迎えて五十二年の春です。韓国の子どもばかりでなく、日本の子どもたちにも入学や進学を迎えたうれしい春に違ひはないでしょう。

とくに、ことし、中学生・高校に進学した日本の子どもたちです。歴史を勉したこの世の生き地

私たちが十代、中学生・高校で学ぶ年更に、私たちは中國や日本洋子の島々にある日本軍の慰安所へ暴行されました。

私たち、日本軍の施設と暴力に威嚇され、日夜、無惨な暴行に心身を晒みにじられました。慰安を施したこの世の生き地

りとられ斬殺されました。妊娠した少女たちは早年たつと連れ去られ、一度と限りませんでした。被虐者が妊娠する最前線に

まで暴行された私たちは幾度でも暴行され、懲役になった私たちは獄門をえぐりとめられた私たちは獄門をえぐりとめられました。妊娠した少女たちは早年たつと連れ去られ、一度と限りませんでした。被虐者が妊娠する最前線に

こうして寄宿舎に赴きのび、いまは、年老いて孤高な私たちは、中学生・高校生たちのまねしい春に隠い寄宿舎をおばえます

それだけにことしの春からは日本の中学生の教科書に私たち「慰安婦」についての記述と被害の事実が記述されることなり、私たちは喜んであります。

しかし一方で、「慰安婦」は暴行行為に参加した人たち、被虐者はなかったとして、高校・中学生の教科書の記述を承認した「新訂版元文庫」や「他の教科のイメージを植え込む歴史の事実に基づかないことを歴史的尊重として取り上げている」とする記述を多く見受けられます。

これは一つは人の間接性が考慮して記述した「『朝るい日本』『朝日新聞』の企画に被虐者が記述したまじ記述を残す

ます。

これは「慰安婦」新訂版への日本歴史の開拓と被虐者の記述の事実を認めて記述した日本政府の「新訂版」責任まで否定す

る、無理であることはあります。

これは一つは人の間接性が考慮して記述した「『朝るい日本』『朝日新聞』の企画に被虐者が記述したまじ記述を残す

ます。

これは「慰安婦」新訂版への日本歴史の開拓と被虐者の記述の事実を認めて記述した日本政府の「新訂版」責任まで否定す

る、無理であることはあります。

「『朝るい日本』」は複数のスキーリングである歴史に取り組むことの「日本歴史をじけなせ日本人としての意識を育み

つけただけのもの」とお断り、「日本の近代化と全体を説く歴史として説く」といわ、「例えば理解不十分のまま『新訂版教科書』の問題を記述を削除した」として説明を充て、『新訂版教科書をつくらる』を記述した鶴見利勝先生を中心とした

議論が展開」といいます。

鶴見の説明の真実を踏まえて「新訂版『朝るい日本』」をつくる「新しい歴史書をつくらる」の実現した動きに、私たちは歓喜のし

い私たちは「新るい日本」をつくる「新しい歴史書をつくらる」の真実に胸を熱くする。日本をいい「泣れ出そうとしているのでしうか

れの真実に向むかっていただきたい。

このまことに想をさん、諦めだしてつぶやかとする鶴見利勝先生、鶴見の一月の苦悽む悔恨が、私たち被虐者は被虐の想をせら

て苦悽む、次のようすに解説致しました。

「日本政府は、性的暴虐とした被虐者に対して歴史的責任を認められると人権侵害の問題を認ゆかに行つ」と。

「日本政府は、「新るい日本」開拓による記述、鶴見の真実を認むとするため、まだ公開されていない公文書のすべてを公開

する」と。

「日本政府は、性的暴虐とした被虐者に対して歴史的責任を認められると人権侵害の問題を認ゆかに行つ」と。

「『新るい日本』開拓による記述、鶴見の真実を認むとするため、まだ公開されていない公文書のすべてを公開

する」と。

「日本政府は、「新るい日本」開拓による記述、鶴見の真実を認むとするため、まだ公開されていない公文書のすべてを公開

する」と。

一九九七年三月二十一日

韓國「新るい日本」被害者・遺族の会

代表 楊吉鉉 (055) 044-10837

大韓通運 880-1-08837  
TEL & FAX (055) 044-10178

問い合わせ  
東京支店本部 1-2-1-17  
二番ビル 10F  
TEL (03-3219-7812)

0437 (03-3219-7812)

財団法人アジア女性基金  
(女性のためのアジア平和国民基金)  
Asian Women's Fund  
2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN  
Phone 81-3-3583-9346 FAX 81-3-3583-9347

台北市婦女救援社会福利事業基金會  
理事長 沈 美真 先生

1997年 2月18日

謹啓

皆様におかれましては益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。

アジア女性基金の代表が台北市婦女救援社会福利事業基金會の皆様と意見交換を行った1996年1月より、早や一年以上が過ぎました。貴会が、日頃から台湾における元慰安婦の方々に多大の支援活動をされていることに敬意を表します。

いわゆる元「従軍慰安婦」問題については、様々な意見や取り組みが行われている中、アジア女性基金としましても、広く啓発活動を行い、日本国民からの信頼の気持ちをお届けするべく、誠意をもってこのことに取り組んでまいりました。このような基金事業の趣旨についてご理解を賜り、是非、貴会のご協力を仰ぎたいと、繰り返し手紙を差し上げ、亞東關係協會や台北市政府、日本交流協會を通して面談をお願いしてまいりましたが、残念ながら1996年1月以降、一度も受け入れていただいておりません。

今のように対話の開ざされた状態が、台湾の被害者の方々に様々な不正確な情報、誤解をもたらす原因となっていることを、私たちは心配しております。度々基金側に質問される、「今年、日本の国会において、被害者への国家補償を行うための法案が通過するという話があるが、実現の可能性はどの位か。」という話が、そのひとつです。しかしながら、この問題についてそのような法案は存在しておらず、国会に提出もされていない、というのが眞実です。にもかかわらず、このような誤報によって被害者の方々の間に混乱が起きていることについて、私たちは非常に残念に思います。

また、先便申し上げたとおり、アジア女性基金からの償い金を受け取られても、日本政府への国家補償を要求する権利はいささかも奪われないことも、しばしば日本政府当局者の明言している所であります。しかし多くの被害者には、このことが伝わっておりません。

私たちは、被害者の方々が高齢であることを考えると、一日も早く台湾における償い事業を実施することが大切と思い、そのためにも是非、台北市婦女救援社会福利事業基金會のご協力を得たく、ここに改めてお願い申し上げます。基金といましましては貴会に対し誠意と礼儀をもって、このことの話し合いをお願いしてきておりますが、年老いた被害者の方々の現状を知るにつけ、これ以上、今の状態を続けるべきではないと考えます。

できる限り早い時点で、基金と貴会の皆様とでこの件について話し合う機会を設けていただきたく、お手紙を差し上げる次第です。できれば来週にも基金関係者が訪台し、意見交換をさせて頂きたいと考えておりますところ、できる限り早いお返事を頂戴できれば幸甚です。

敬具

婦女性のためのアジア平和国民基金  
副理事長 菊藤 審吉

CC: 台北駐日經濟文化代表處代表  
亞東關係協會會長  
外交部アジア局長  
台北市社會局長  
國民黨本部  
民進黨本部  
新黨本部

Asian Women's Fund  
2-17-42 Akasaka Minato-ku  
Tokyo 107, Japan  
Tel:+81-3-3583-9346 Fax:+81-3-3583-9347

---

18 February 1997

Ms. Shen Meichen  
Chairwoman,  
Taipei Women's Rescue Foundation

Dear Ms. Shen,

I sincerely hope that this letter finds all Foundation members in the best of health.

More than one year has already passed since representatives of the Asian Women's Fund exchanged views with members of the Taipei Women's Rescue Foundation in January 1996. As ever, we hold the utmost respect for the many efforts undertaken in Taiwan by the Foundation in support of former "comfort women" over a long period of time.

The Asian Women's Fund has also worked attentively in Japan to educate our people and to send a feeling of atonement to the victims in an environment full of differing opinions and activities regarding the issue of so-called former wartime "comfort woman." On numerous occasions, we have sent letters to you and wishes through the Association of East Asian Relations, the Taipei City Government, and the Interchange Association (Japan) Taipei Office, asking for a meeting so that the Foundation might bestow upon us its understanding of the purpose and activities of the Fund and that we might ask the Foundation's cooperation. Unfortunately, since January 1996, none of our wishes has been received favorably.

We are concerned that this lack of dialogue has resulted in misunderstandings and the spread of various types of inaccurate information to the victims in Taiwan. One question often asked of us refers to conjecture that, during 1997, the Japanese Diet will pass a bill providing for the national redress of victims. We are asked what the possibilities are that the supposed bill will be passed. In reality, no such bill has been presented; indeed, no such bill even exists. We very much regret that such misunderstandings have caused confusion among the victims.

Furthermore, as we have stated in previous letters, even if the victims were to accept atonement money from the Asian Women's Fund, their right to demand national indemnities from the Government of Japan is in no way compromised. Although the authorities of the Government of Japan have repeatedly made statements clearly to this effect, this information still has not reached many of the victims.

In consideration of the advanced age of the victims, we believe it is important that an atonement program is carried out in Taiwan as soon as possible. It is also for this purpose that we request, in all sincerity and propriety, the cooperation of the Taipei Women's Rescue Foundation in holding a meeting. The more we realize that the current circumstances should not be allowed to continue any longer.

I send you this letter in the sincere hope that you will provide an opportunity for members of the Fund and the Foundation to meet at the earliest possible date to discuss this matter. People involved with the Fund would appreciate the opportunity to visit Taiwan for an exchange of views sometime next week, if possible. I would, therefore, be most grateful if I could receive a reply to this letter as soon as humanely possible.

Yours truly,

Shinkichi Eto,  
Vice-President,  
Asian Women's Fund

cc:

Representative, Taipei Economic and Culture Representative Office in Japan  
Chairperson, Association of East Asian Relations  
Director, Department of East Asian and Pacific Affairs, Ministry of Foreign Affairs  
Director, Bureau of Social Affairs, Taipei City Government  
Headquarters of the Nationalist Party  
Headquarters of the People's Progressive Party  
Headquarters of the New Party

財團法人アジア女性基金  
(女性のためのアジア平和国民基金)  
Asian Women's Fund  
2-17-42 Akasaka Minato-ku Tokyo 107 JAPAN  
Phone 81-3-3583-9346 FAX 81-3-3583-9347

1997年3月21日

台北市婦女救援社会福祉事業基金  
理事長 沈 美真 先生

謹啓

皆様におかれましては益々御清祥のことと、お慶び申し上げます。

私たちアジア女性基金は、台湾における貴会の慰安婦問題への取り組みに敬意を表し、基金事業についての貴会のご理解とご協力を賜りたいと、面談をお願いし続けてまいりました。残念ながら私たちの要望は、1996年1月以降、一度も受け入れられず今日に至っております。最近では1997年2月18日付で書簡を差し上げましたが、いまだにお返事を頂戴しておりません。

アジア女性基金は1995年8月15日以来、日本国民がまごころから寄せた強いの気持ち(懐い金)をお預かりしており、これを被害者へお届けする趣意があります。台湾においてアジア女性基金はいまだに事業を開始できずにおりますが、ここ数ヶ月の間にも、既に3名の台湾の被害者が亡くなられたと聞いており、これ以上今の状態を続けて時を費やすことはないと考えております。私たちが最も望むことは、貴会のご理解を得て貴会に台湾における基金事業の受け皿団体となっていただき、一日も早く被害者の方々に対する懐い金支給と医療・福祉支援事業を開始されることです。

改めてこの書簡をもって、貴会がアジア女性基金の事業実施にご協力いただけるか否かをお尋ねしたいと存じます。この質問への回答は1997年3月31日までに頂戴したく、この日までにご回答なき場合は、貴会のご協力は得られないと判断し、アジア女性基金は独自の方策をもって事業開始の準備に着手いたします。

この件につき、よろしくおとりはからいのほどお願い申し上げます。

皆様のご健康とご発展をお祈りいたします。

敬具

(附) 女性のためのアジア平和国民基金  
理事長 原 文兵衛

原文兵衛

cc. 台北駐日經濟文化代表所代表  
外交部アジア局長  
台北市社会局長  
民進党本部

亞東關係協會會長  
台北市社會局長  
國民黨本部  
新黨本部

## ASIAN WOMEN'S FUND

2-17-42 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107 JAPAN  
Phone: 0081-3-3583-9346 Fax: 3-3583-9347

21 March 1997

Ms. Shen Meichen  
Chairwoman  
Taipei Women's Rescue Foundation

Dear Ms. Shen:

I sincerely hope that this letter finds all the Foundation members in the best of health.

We, the representatives of the Asian Women's Fund, have made repeated requests for a meeting with the Taipei Women's Rescue Foundation for the purpose of expressing our appreciation of the activities the Foundation has undertaken in regards to the problems of former "comfort women" in Taiwan and in order for us to ask for your understanding of our Fund's activities and offer our cooperation. Unfortunately, since our meeting of January 1996, representatives of the Fund have not been received even once. The latest letter from the Asian Women's Fund dated 18 February 1997 has never received a response, either.

Since 15 August 1995, the Asian Women's Fund has been collecting the sincere outpourings of the Japanese people's tokens of atonement (atonement money). It is our duty to deliver this to the victims. The Asian Women's Fund has not yet been able to begin its activities in Taiwan, and already in these past few months three of the victims have passed away. If this state of affairs is allowed to continue, then I am afraid that the Fund will not be able to carry out disbursement at all. What we at the Fund wish is to have the Foundation's understanding. We wish to have the Foundation serve as the party responsible for facilitating the Fund's activities in Taiwan. What we wish to do, above all else, is to begin, as soon as possible, to supply the atonement money and medical treatment to the victims, and help them with their social welfare needs.

We are once again writing you with the simple query: can the Asian Women's Fund expect the cooperation of the Taipei Women's Rescue Foundation in the realization of the Fund's activities in Taiwan or not? Please send us your reply no later than 31 March 1997. If we do not hear from you by that time, the Asian Women's Fund will judge that it cannot expect cooperation from the Foundation, and we will begin preparations for a launch of our activities in accordance with our own policies.

I pray for your personal health and progress.

Yours truly,

Bunsei Hara  
President, Asian Women's Fund

cc: Representative, Taipei Economic and Cultural Representative Office in Japan  
Chairperson, Association of East Asian Relations  
Director, Department of East Asian and Pacific Affairs, Ministry of Foreign Affairs  
Director, Bureau of Social Affairs, Taipei City Government  
Headquarters of the Nationalist Party  
Headquarters of the People's Progressive Party  
Headquarters of the New Party



財團法人台北市婦女救援社會福利事業基金會  
Taipei Women's Rescue Foundation

台北市金山南路一段六六號二樓  
TEL: (02) 392-9595 FAX: (02) 341-0825  
2F, No. 66, Sec. 1, Chin Shan S. Rd., Taipei, Taiwan, R.O.C.  
郵政編號: 12627164

戶名: 財團法人台北市婦女救援社會福利事業基金會

27 March 1997

Mr. Bunbei Hara  
President  
Asian Women's Fund  
2-17-42 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo 107 Japan

Dear Mr. Bunbei Hara :

We have received your letters dated February 18 and March 21, 1997. We understand the Asian Women's Fund has the desire to approach former "comfort women" and to solicit their acceptance of money administered by you.

The Taipei Women's Rescue Foundation has no intention to serve as an intermediary between you and the "comfort women". We will not provide any assistance because that will be contrary to our duty to represent the "comfort women" in seeking compensation officially and directly from the Japanese Government.

It is our belief that the Japanese Government has been using the Asian Women's Fund to shield it's responsibility. For this reason, any contact between us and the Asian Women's Fund might be interpreted as an indication of our failure to carry out our commitment to the "comfort women".

In addition to the above stated conflict, our experience in dealing with the Asian Women's Fund is not comfortable at all. You have distorted our opinions expressed in our past meetings. You have used our meetings as propaganda materials to trick people in other East Asian countries. You have by your own hands ruined trust. While you were sending your previous letter, you gave untrue information to Taiwanese reporters dispatched in Japan. As a result, some reporters have given a partial and decimal report about the status of the "comfort women" and the Taipei Women's Rescue Foundation. Fortunately, we are able to clarify it and save our reputation.

We will welcome your decision to stop sending letters to us if at the same time you stop accusing us of untrue stories.

Yours truly,

Mei-Chen Shen

Chairperson

Taipei Women's Rescue Foundation

*Mei-Chen Shen*

# PRESS RELEASE ASIAN WOMEN'S FUND

1997.3.25

## アジア女性基金プレス・リリース

TEL.81-3-3583-9346 FAX.81-3-3583-9347  
AKASAKA-ANNEX, 2-17-42 AKASAKA, MINATO-KU, TOKYO, JAPAN 107  
財団法人女性のためのアジア平和国民基金(理事長 原文兵衛) 事務局  
107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

### インドネシアでの事業支援で覚書締結

1. きょう25日、アジア女性基金(以下、基金)は、インドネシア社会省と、同社会省が実施する高齢者社会福祉事業に対し基金が支援を行うための覚書に署名した。(署名式は、ジャカルタのインドネシア社会省において、山口達男アジア女性基金理事およびアスモノ・インドネシア社会省次官との間で行なわれた。)

2. 覚書の概要は以下のとおり。

- (1) 事業の実施機関 インドネシア社会省
- (2) 事業の実施期間 10年間
- (3) 事業内容

(イ) 社会省は、インドネシアにおける高齢者のための社会福祉サービスの増進のため、総額3億8千万円規模の事業を実施する。社会省は、基金と協力して本事業実施のための年間計画を策定する。

(ロ) 基金は、右年間計画にしたがい、事業を実施するために必要な資金を社会省に供与する。

(ハ) 社会省は、元「慰安婦」が存在すると考えられる地域において、本件事業が実施されることを確保する。本件事業は、女性を優先する形で実施される。

### フィリピンでのお届けは11人に

アジア女性基金は96年8月以来、継続して償い金等をお届けしているフィリピンで、この3月初旬、新たに認定を終わった2人に、償い金等をお送りする手続きを行った。これで、フィリピンで基金事業を受け取っていただいた方は、合計11人になった。

### その他

○3月中旬より、「募金」をよびかける新聞広告掲載

朝日、毎日、読売、日経、産経、東京中日、西日本、北海道の計8紙ほか

○募金の総額は、4億7250万4472円(2月13日現在)

## 広報委員会報告(案)

1997.4.15

事務局

### (1) 基金新聞広告

今回は「募金」を中心に訴求する広告内容とした。

あわせて、事業活動は基金と政府の協力で実施していること、募金は国民の情の気持ちを集めたものであることを要素とした。

3月22日から月末にかけて、掲載した新聞は、中央紙・ブロック紙8紙、地方紙30紙。=別添=

なお、寄付金が所得控除となる「指定寄付」の延長が3月21日に大蔵省より告示され、さらに1年延長された。

### (2) インドネシア政府との覚書締結リリース

3月25日締結された、インドネシア政府社会省実施の高齢者社会福祉事業に基金が支援を行う覚書について、同日、プレスリリースを送った。

このペーパーでは、フィリピンで受け取った方が11人になったことも併記した。

数社から問い合わせがあり、インドネシアの件、記事になった。

### (3) インターネット開始

インターネットに関して契約は済み、事務室配置替えが決定次第、結線し始動する。

基本資料・文書・ニュースを提供し、意見や情報を求めるなど、広報に役立てる計画。

### (4) 広報啓発ビデオの素材収集

(松田第二業務部長から)

### (5) その他

マスコミ対応 中京テレビ 中嶋委員(広報委員長)

ほか

新規広告④

企画段

# 募金へのご協力をお願いします

「慰安婦」にされた方々の苦しみは、とうてい言葉や金額で表えるものとは思いません。しかし、アジア女性基金は、このようをことを二度と繰り返さないという組織の真意のしるとして、高齢にされた方に一日も早く、心からの謝罪と深いの気持ちをお届けしたいと努力を続けています。あわせて「慰安婦」問題について歴史の教訓とするための資料収集研究も実施しています。

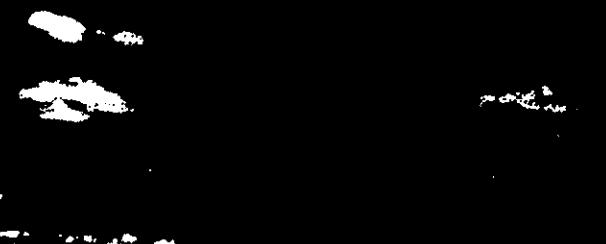
これまでに皆様方からいただいた募金額は14億7000万円を超え、フィリピンで31人、また韓国では7人の方に、使い金などをお届けしています。一層、募金へのご協力をお願いいたします。

女性に対する暴力など、学習の女性問題の現状にむけてアジア女性基金は、また、女性の名前と尊厳にかかる今日的な問題に取り組んでいます。隣国人を発見、夫の妻に対する暴力などをテーマにした国際フォーラムの開催、女性の人権にかかる運動への支援、女性に対する暴力の実情の調査と予防などについての研究実験などをを行っています。

## ■基金から、使い金、理事長の手紙

アジア女性基金は、皆様からの協力によって「慰安婦」にされた方に使い金をお届けしています。その際、寄付金の手紙と皆様からのメッセージをお送りしています。

「安心にされた方々へ  
皆様からみせられた信の手紙をお届けしています



## ■政府は、経済の手紙、医療・福祉支援事業費提出

政府は、いかにも行政的視点で問題について、政治的立場を表明し、「慰安婦」にされた方に、①心からまことに謝罪の気持ちを表した謝罪の手紙をお届けするとともに、②アジア女性基金が実施する現地・隣国問題による寄付金の手紙をお届けしています。

- 1人100円で手紙添付

郵便局の郵便振替をご利用ください。

(郵便料金は基金の負担です)

郵便振替口座: 00100-3-71164

女性のためのアジア平和問題基金

（有）法人 女性のためのパンアフリカ市民基金（パンア女性基金）

(B)

「慰安婦」にされた方々へ、皆様から寄せられた深い気持ちを、お届けしています

# 募金へのご協力をお願いします

「慰安婦」にされた方々の苦しみは、とうてい言葉や金銭で伝えるものとは思いません。しかし、アジア女性基金は、このようなことを二度と繰り返さないという国民の決意のしるとして、高齢になられた方に一日も早く、心からの謝辞と深い気持ちをお届けしたいと努力を続けています。あわせて「慰安婦」問題について歴史の教訓とするための資料収集研究も実施しています。

これまでに管轄力からいただいた募金総額は4億7000万円を超え、フィリピンで11人、また韓国では7人の方に、謝い金などをお届けしています。一冊、募金へのご協力をお願いいたします。

女性に対する暴力など、今後の女性問題の解決にむけてアジア女性基金は、また、女性の名誉と尊厳にかかる今日的な問題に取り組んでいます。国際人権実現、夫の妻に対する暴力などをテーマにした国際フォーラムの開催、女性の人権にかかる活動への支援、女性に対する暴力の実態の調査と予防などについての研究支援などを行っています。

財団法人 女性のためのアンア平和国民基金（アンア女性基金）

## 募金者からのメッセージ

●経済問題に迷いましたが、先「慰安婦問題」の方々の高齢化に対し、現実的に寄りしなければならないことや、私自身のこの問題に対する気持ちの表明として協力させていただきます。（女性）

●こういうアジア女性基金ができるのを待っていました。日本人としての誇りのつぶえが少し喜べると思ってます。うれしいことです。（女性）

●寄りにはいろいろな方法があると思います。その一つとして選ばれています。少額ですが、継続することによって深い気持ちを使いたいと思います。（男性）

●どんな環境であって、どんな言い訳があろうと、女性が寄り合ながことがあってはならないし、また、どんな女性もそれを望んではいないということを、全世界の男性は理解して欲しい。競爭を飛らぬ世代の一女性として真にそう思う。（女性）

## 基金から、深い意、理事長の手紙

アジア女性基金は、皆様からの募金によって「慰安婦」にされた方に深い金をお届けしています。その想、基金理事長の手紙と皆様からのメッセージをお渡ししています。

## 謝い金、謝い金の手紙、謝い金・慰安婦問題提出

政府は、いわゆる「被軍慰安婦」問題について、道義的責任を感じ、「慰安婦」にされた方に、①心からの謝いと、患者の気持ちを表した謝意の手紙をお届けするとともに、②アジア女性基金が実施する医療・被扶養事業に必要な資金を基の予算により提出しています。

## ご送金は郵便振替で

郵便局の郵便振替をご利用ください。  
(振替料金は基金の負担です)

郵便振替番号：00120-3-71164

女性のためのアジア平和国民基金

# 新聞広告掲載一覧

女性のためのアジア平和国民基金 御中

97年3月度新聞広告 掲載日一覧 (中央紙・ブロック紙)

		東京	大阪	名古屋	西部	北海道	北陸
朝日新聞	1回	26日	22日統合 24日夕刊	22日	27日	26日	
	2回	30日	25日夕刊 27日統合	26日	30日	30日	
毎日新聞	1回	22日	22日	23日	22日	22日	
	2回	27日	25日	27日	27日	24日	
読売新聞	1回	23日	22日	23日	23日	22日	23日
	2回	26日	25日	25日	25日	29日	26日
日経新聞	1回	22日	22日	22日	22日	22日	
	2回	30日	30日	30日	30日	30日	
産経新聞	1回	22日	23日				
	2回	27日	25日				
中日新聞	1回	23日					
	2回	26日					
東京新聞	1回	22日					
	2回	26日					
西日本新聞	1回	23日					
	2回	25日					
北海道新聞	1回	25日					
	2回	27日					

97年3月度新聞広告掲載日一覧(地方紙)

紙名	掲載日
東奥日報	28日
秋田魁新報	30日
岩手日報	29日
山形新聞	28日
河北新報	31日
福島民報	28日
新潟日報	28日
北日本新聞	29日
北國新聞	27日
信濃毎日新聞	29日
山梨日日新聞	28日
静岡新聞	31日
福井新聞	27日
山陽新聞	30日
中國新聞	29日
山陰中央新報	27日
四國新聞	31日
徳島新聞	28日
徳島新聞	29日
高知新聞	28日
佐賀新聞	31日
大分合同新聞	31日
熊本日日新聞	31日
宮崎日日新聞	29日
長崎新聞	29日
南日本新聞	28日
琉球新報	29日
沖縄タイムズ	28日
京都新聞	31日
神戸新聞	31日

## ジュネーブ出張（1997年3月30日から4月5日まで）報告

アジア女性基金運営審議会委員

林 陽子

今回の出張の目的は、ジュネーブで開催中の国連人権委員会（第53期）の会合を傍聴し、「女性に対する暴力」に関して国連でどのような議論がなされているかを知ること、傍聴に来ている各国NGOやジュネーブに本拠を持つ国際機関、NGOと交流し、今後の専門事業の参考にすること等にあった。

ジュネーブ滞在中、出席した主な会合は次のとおりである。

### 1. クマワラスワミ特別報告者との会見

1997年4月1日（火）午後4時30分から5時まで

国連ビル内会議室

（出席者ラディカ・クワラスワミ報告者、美根公使、林陽子、林書記官、この他に国連人権センターのスタッフ2名）

冒頭、美根公使から報告者が多忙なスケジュールをさいて私たちに会ってくれたことへの謝辞を述べた。日本政府としては、昨年の人権委員会に提出された報告者の「慰安婦」問題の追加文書は、「基金」の活動を肯定的に評価するものであると考えている、と述べた。

これに対し、報告者から、その通りであり、自分は「基金」だけでは足りない、と言ったのであり、法的補償と「基金」による償いと、両方できればいいが、ひとつしかできないというなら、何もないより良い、という発言があった。なお、報告者はジュネーブに発つ前にスリランカの日本大使館の高橋書記官から、最近の「基金」の事業の発展について報告を受けているとのことであった。

私から、すでにご存じかもしれないが、「基金」の最近の事業について説明したい、として以下の5点を述べた。

（1）募金が4億7267万円（3月21日現在）に達している。

（2）フィリピンでは昨年8月に4名の女性に「償い金」および首相のお詫びの手紙を渡した。その後7名（合計11名）にこれらの伝達を済ませた。現在までに司法省のインタビューを終えて認定を得ている女性が3名、その他「基金」へ申請書を要求した入たちは70名以上に上っている。

韓国ではこの1月に7名の女性に同じく「償い金」と首相の手紙を伝達した。

台湾については今後も話し合いを続けていく。

（3）フィリピンおよび韓国で、日本政府の拠出金による医療、福祉事業が開始された。

（4）「歴史の教訓に学ぶ事業」として、「基金」はビデオ収録に同意した被害者女性たちの証言を収録することとし、先月このミッションがフィリピンを訪れ、事業を開始した。

（5）「女性への暴力」その他女性の人権に関わる活動をしているNGOの支援事業を開始し、去る1月に11団体に援助を決定した。これらの中には女性へのカウンセリング

グを実施しているグループ、HIV感染者のケアをしているグループ、障害者の自立のために活動しているグループ等が含まれている。

(6) 昨年8月にはESCAPと共に「女性の人権」をテーマにした国際フォーラムを主催し、アジア太平洋地域から著名な人権活動家を招聘した。これらの中には2名のCEDAW委員（フィリピンのオーロラ・デティオスさんと、バングラデシュのサルマ・スパンさん）が含まれている。

このうち報告者は（4）の証言ビデオ収録の話に大きくうなづき、関心を示したように思われた。

また、報告者から、田中甲、本間議員らが準備中であるという真相究明委員会設置法および国家補償法についてどう思うか、という質問があった。私は、反対する理由はないが、「基金」も真相究明への努力はしていることを強調したい、と述べた。法案については、「彼らは個人でやっているのか、党としてやっているのか」という質問が二度あり、立法の現実的な可能性について関心を示した。

報告者の任期は当初の任命では今年限りであるが、今期の人権委員会で1年の延長が予定されており、次は「武力紛争下の女性」を主要なテーマとし、かつこれまでの3本の報告書で触れた問題のその後の状況をフォローアップする最終報告が来年の人権委員会に提出される予定である。最終報告書の資料は今年10月までに届いたものが利用できるとのことなので、「基金」からもそれまでに資料を国連人権センターあてに英文資料を届けること、できれば報告者と面談して最新の状況を伝える等の努力が必要と思う。

## 2. 国際機関職員、NGO関係者との懇談会

（4月2日午後1時より3時まで）

出席者は以下のとおり。

パトリック・ロビニー（ECE,ヨーロッパ経済協同体、アジアにおけるESCAPにあたる、シニア・エコノミック・オフィサー）

バシュワティ・ムケレジー（UNCHR、スペシャル・アシスタント）

ジョアナ・フォスター（WILDAF、ジンバブエに本拠のあるNGO）

ビネータ・ティオブ（Sinergies Africa、ジュネーブに本拠のあるNGO）

リタ・レディ（UNHCR、ディレクター）

リア・プロウニング（WE ARE For Human Rights、米国メリーランドに本拠のあるNGO）

美根公使、林書記官、木下専門員

「基金」事業の現況について説明をし、参加者からは各機関の活動のターゲットについてヒアリングを行った。

## 3. 各国政府代表団関係者との懇談会

4月3日（木）1時から3時まで

出席者は以下のとおり。

アデーレ・ディオン（カナダ政府代表団）  
クリステン・マラカック（同上）  
バヒア・タジブ（オランダ政府代表団）  
フェリセ・ゲイラー（米国政府代表団、NGO出身）  
オリビア・パライア（フィリピン政府代表団）

「基金」事業の現況について説明をし、参加者からは今期の人権委員会での主要テーマについてヒアリングを行った。

#### 4. 在ジュネーブ邦人記者クラブとの懇談会

4月3日（木）午後6時より7時半まで

日本政府代表部内会議室

#### 5. 「慰安婦」関係のNGOとの非公式な懇談

澤在中、戸塚悦朗弁護士および韓国の挺歎協のシンヘイスー国際部長とそれぞれ一度づつ朝食をとりながら「慰安婦」問題について意見の交換をした。

### 全般的な感想

#### 1. 「基金」のNGOとしての資格について

今回も昨年の和田事務局長の出張と同様、「基金」は国連NGOの資格がないため、私はvisitor（観光客用）のパスで国連ビル内に入った。しかしこの方法では委員会で発言権や文書提出権がないのはもちろんのこと、アクセスできる場所に限りがあり、傍聴席に入り出す度に荷物のチェックがあるなど、非常に不便である。国連NGOの登録の要件が昨年7月に緩和された（カナダ政府の人からの情報）そうなので、この要件を検討し、登録ができないうちは、どこかの資格を借りることを真剣に考えるべきである。

#### 2. 「基金」と日本政府代表部の関係について

これはフィリピンに出張する際も感じることであるが、「基金」は外務省からの便宜供与に甘え過ぎていないだろうか。これは公務で忙殺されている代表部の人たちの手を煩わせると同時に、「基金」のイメージにもつながる問題である。人権委員会は世界のNGOが活躍する舞台であり、会議場脇のコーヒーラウンジは縱横無尽に飛び回るNGOの情報交換の場にもなっている。ここに背広、ネクタイ、ブリーフケースを抱えた政府職員と一緒にいたのでは、他のNGOの人たちと親しくなることはできない。民間は民間らしく、あまり政府の好意に甘えるべきではない。

#### 3. 繙続することの重要性

大変多忙な時期に出かけたにもかかわらず、代表部からは来たことを感謝された（お世辞ばかりとは思えない）。代表部からは、「基金」の説明をしたいのに「基金」

の人間が誰もいない、ということが一番困る、という意見ももらった。現地のプレスからも、人権委員会、少委員会で「基金」が話題になる度に代表部が走り回るのはおかしい、民間の人たちが担っているのだから「基金」が自ら発言すべきではないか、という声があった。今後もできれば、春の人権委員会、夏の人権少委員会にはできるだけ「基金」から人を派遣し、当方の主張をいろいろな人たちに聞いてもらう必要があると思う。これらの委員会はあらかじめ会期がわかつており、たとえちょうど良い議題のときにめぐりあうことができなくても、この時期に世界中から集まつてくるNGOに友人を持つことは非常に有益である。

#### 4. 本期の委員会で注目すべき文書

##### (1) 赤尾大使による日本政府演説（全体の要旨）

ヨルダンが第5回国連アジア太平洋人権会議のワークショップを主催したこと感謝する。

日本政府は1995、1996年にアジア太平洋人権会議を東京で開催し、今後も毎年聞く予定である。相互理解がやがてこの地域における何らかの枠組み作りに役立つことを信じる。

日本政府は1995年12月に国連人権教育の10年の国内本部を設置した。1996年には男女共同参画社会へむけた「2000年プラン」を発表した。

日本政府は女性への暴力を撲滅するためのUNIFEM信託基金の設立を歓迎する。日本はこれに100万ドルを提出した。

日本政府は「従軍慰安婦」に対して数多の機会に心からのお詫びと反省の気持を表明している。アジア女性基金は「慰安婦」および現代的な女性の名譽と尊厳にかかる問題を解決するために設立された。道義的責任を果たすために、日本政府は基金の運営費用の全部を負担し、募金がその目的を達せられるようあらゆる援助をしている。1997年3月現在、日本の国民からの拠金高は4億7千万円となっている。

基金は1996年8月にフィリピンで、1997年1月に韓国でそれぞれ償い金の支給を開始し、「慰安婦」とされた女性に首相からの手紙を渡した。これらの国では、「慰安婦」を対象とする医療、福祉事業が開始された。

インドネシアでは同国政府の社会省と「基金」との間で「覚書」が調印され、関係する地域における高齢者とりわけ病気を持った女性に対する施設建設プロジェクトを援助する。

日本政府はこれからも「基金」の活動がスムーズに行われるよう、関係国、地域における関係機関、当事者の理解を得るために「基金」の努力に協力をする。

日本政府は国連人権センターの機能の向上が必要であれという立場である。

武力紛争またはその他の国内の不安定な要因によってある地域の人権状況が深刻な危機に陥ったときには、フィールド・オペレーションが特に重要である。ルワンダにおける人権担当官の殺害は遺憾である。緊急アピールに答えて、日本は旧ユーゴとルワンダのフィールド・オペレーションのために20万ドルを提出した。

日本政府は今後とも世界における人権の伸張のために努力をする。

(2) 韓国政府代表演説 (原稿による、全文を読み上げたかどうかは不明。関係部分の要旨)

女性への暴力はその発生を防止するために政府の行動を必要とする。我が代表団はクマラスワミ報告者のこの点に関する貴重な貢献に感謝する。我が代表団は報告者の任期の延長と彼女がその任務をまっとうすることを強く支持する。

女性が暴力の被害者になることが、戦場や紛争地域で最も頻繁に起こることは想像にかたくない。「従軍慰安婦」すなわち第二次対戦下の軍隊性奴隸は、それを雄弁に示す例である。

朝鮮半島の女性は1932年から第二次大戦の間中、数え切れないほど日本軍によって性奴隸化された。我が代表団は昨年提出されたクマラスワミ報告者の報告に注意を換気する。この報告には、日本政府は国際法違反の責任を認め、被害者に謝罪し、文書で各当事者に公の謝罪をし、歴史の事実を反映するよう教育のカリキュラムを変えることが含まれている。

ILOの条約適用勧告専門家委員会も、日本政府にはILO条約違反があったことを認めている。

我が代表団は日本政府に対して、報告者の勧告をただちに任意に履行することを求める。

## 「民主党従軍慰安婦問題等作業チーム」との懇談報告

4・16 事務局

日 時 4月15日午後2時から3時30分

場 所 衆議院第一議員会館第三会議室

出席者 基金側 理事会=衛藤清吉副理事長、金平輝子理事、下村満子理事。

運営審議委員会=横田洋三委員、中嶋滋委員

事務局=多賀克己、叶俊寛

民主党側 従軍慰安婦問題等作業チームの下記の議員

衆議院議員=田中甲（作業チーム主査）、藤田幸久

参議院議員=川橋幸子、竹村泰子

秘書=前原誠司衆議院議員室、本岡昭次参議院議員室2名

### 【懇談会の背景】

民主党は、「恒久平和調査会設置法案」（添付資料A）と「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」（添付資料B）を議員立法として提案していく意向を持っている。

「恒久平和調査会設置法案」は、すでに参院法制局との協議は終わっており、今月中にも提出する予定となっている。ただ、民主党内でもいろんな意見があるよう。

「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」は、民主党としては「アジア女性基金と話し合いを重視して、作業を進めていく」こととなっており、添付した資料は田中甲議員の個人として作業しているもの。

一方で、田中議員は、スリランカまで行き、クマラスワミ氏と会い、添付資料Cのよう、「（恒久平和調査会設置法案）が通ることは可能」とか、「再び報告書を提出されることを望みます」と言っている。

これを見ても、わかるように、昨年、本岡議員らが提出した「調査会設置法案」同様、民主党のこうした動きが、国連人権委員会などに影響を与え、被害者に混乱を持たらされかねない状況となっている。

15日2時すぎから行った懇談会は、上記の経過の中で、民主党から「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」に関してアジア女性基金の意見を聞きたいということで開かれたもの。

### 【懇談会の報告】

・基金 「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」を作るという動きは、もっと早い時期ならともかく、すでに医療福祉支援事業を進められている状況では混乱をきたすだけ

韓国、台湾では2,000万円がすぐにもらえるという宣伝が未だに続けられ、

被害者間で混乱が起きている。

国際法上の個人の請求権の問題等、日本政府の法的責任の問題は簡単ではない

国連人権委員会では、一步前進と基金は評価されている。クマラスワミの報告書でも歓迎されている。

・民主党 1月11日に基金が支給した直後に、韓国を訪問した。その際、受け取った被害者が韓国社会の中で孤立すると感じた。そういう意味で、基金に協力するという立場から、環境作りのために法案の作業をしている

・基金 法的責任を認めない限り、納得してもらえない。したがって、この法案に書かれている道義的責任として「給付」等を行なう法律では環境づくりにならない

・民主党 (法律案として添付資料があらためて配付され) 基金の医療福祉支援事業とは別に、300万円を国庫より支出するという案も考えられるのでは

・基金 では、合計800万円を支給するということなのか

・民主党 そういう案も検討したい (民主党事務局)

私は、額は問題ではないと思う。国庫からの支出が重要だと考えている (藤田議員)

・基金 (前回の作業チームの議事録が配付され、本岡議員が「『つぶせ基金』運動を押さえてきた」と発言したとあり、それについて)

台湾等で、この議事録を配付していいか

・民主党 いいと思う (田中議員)

本人の確認をとってからにしてほしい (民主党事務局)

(懇談会終了後、民主党事務局より、基金事務局に「本岡議員は困るということでした」と連絡あり)

・基金 グメモトで提出するのだけはやめてほしい

・民主党 議員の立法活動として、そういうこともありうる

以上のようなやりとりがあり、基金側より、「民主党の動きによっては被害者が期待を持ったり、混乱させられることになる」と強く主張した結果、

田中議員が「この法案についての作業は停止し、白紙撤回する」と発言。